

詳 細 設 計 照 査 要 領

令 和 元 年 8 月

茨 城 県 土 木 部

詳細設計要領の取扱いについて

茨城県土木部が発注する詳細設計等業務委託の照査に当たっては、国土交通省大臣官房技術調査課の「詳細設計照査要領（平成 29 年 3 月）」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000143.html>）を準用することとする。

なお、準用に当たっては、一部語句等について、下表のとおり読み替えるものとする。

国土交通省大臣官房技術調査課 「詳細設計要領（平成 29 年 3 月）」	読み替え	備考
国土交通省	茨城県土木部	p.1, P.3
設計審査会対象	(削除)	仮設構造物詳細設計照査フローチャート (仮設構造物詳細設計照査要領)
設計審査会	(削除)	
注記：設計審査会の対象物件は、局、事務所とも平成 4 年 4 月 14 日付けで技術審議官より通知があった「建設工事の安全対策に関する措置について」の対象物件を基本とする。ただし、運用については各地建の基準による。	(削除)	